

平成27年7月15日

保護者の皆様へ

京都市立嵯峨中学校
校長 細辻 吉弘

台風に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨・暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネットなどの情報にご注意いただきますようお願いいたします。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを最優先し、登校を見合させ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5限（13時15分）からの始業
※給食は中止とします。
 - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分に配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合させ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合について、以下の措置をとります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常通り
 - ・午前9時までに解除になった場合 3限（10時45分）からの始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5限（13時15分）からの始業
※給食は中止とします。
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分に配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

以上、お子さまにもその旨をご指導いただきますようお願いいたします。